

京都市学校歴史博物館条例の一部を改正する条例（令和4年3月30日京都市条例第87号）（学校歴史博物館事業課）

京都市学校歴史博物館の観覧料の適正化を図る必要があるため、次のとおり観覧料を改定することとしました。

区 分		改 正 前	改 正 後
		観覧料 (1人につき)	観覧料 (1人につき)
一 般	個 人	200 <sup>円</sup>	300 <sup>円</sup>
	団 体	160	240
小学校の児童，中学校及び高等学校 の生徒並びに高等専門学校の学生	個 人	100	150
	団 体	80	120

この条例は，令和4年6月1日から施行することとしました。

京都市学校歴史博物館条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第87号

京都市学校歴史博物館条例の一部を改正する条例

京都市学校歴史博物館条例の一部を次のように改正する。

別表一般の項中「200」を「300」に、「160」を「240」に改め、同表小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びに高等専門学校の学生の項中「100」を「150」に、「80」を「120」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年6月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市学校歴史博物館条例の規定は、この条例の施行の日以後の観覧に係る観覧料について適用し、同日前の観覧に係る観覧料については、なお従前の例による。

(学校歴史博物館事業課)